

京都市職員安全衛生規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第122号

京都市職員安全衛生規則の一部を改正する規則

京都市職員安全衛生規則の一部を次のように改正する。

第19条第1項各号列記以外の部分及び第20条第1項第3号中「第13条第1項第2号」を「第13条第1項第3号」に改める。

第29条中「3月ごとに」を「調査し、及び審議する事項がない月を除き、毎月」に改める。

第30条を次のように改める。

第30条 削除

第31条中「及び常任委員会」を削る。

第32条中「及び常任委員長」を削る。

第33条中「又は常任委員長」を削り、「調査」を「調査し、」に改める。

第34条中「又は常任委員会」を削り、「調査」を「調査し、」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)